資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を金三億五千九百九十九万二千円減少し金一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月三十日であります。

効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。そのため株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　八十九頁（号外第七十八号）

令和八年九月十五日

東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番地

四ＰＭＯ神保町一一階

ＲＥＭＯＷ株式会社

代表取締役　矢作　康介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年九月十五日

岐阜県加茂郡白川町黒川九二四番地の二一

有限会社後藤板金

代表取締役　後藤　直也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千万五千円、資本準備金の額を一億八千九百九十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年九月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビル七階

ＩＣＶブレイドエックス株式会社

代表取締役　水谷　太志

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年十月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年九月十五日

東京都千代田区岩本町二丁目四番三号

株式会社コスモテック

代表取締役　古家　哲也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日を基準日と定め、同日午後五時四十分現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年十二月十五日を引受けの申込期日とする募集株式の割当を受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年九月十五日

神奈川県鎌倉市今泉五丁目一〇二六番地

朝日観光株式会社

代表取締役　手塚　勇貴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月十五日

札幌市豊平区中の島二条三丁目一番三号

株式会社北日本技術コンサル

代表取締役　宮田　泰輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月十五日

東京都千代田区神田須田町二丁目七番三号

株式会社キューブ

代表取締役　松島　悟

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月十五日

福井県勝山市旭町一丁目一番五六号

松文産業株式会社

代表取締役　小泉　綾子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月十五日

名古屋市港区入船二丁目五番一六号

茨木運輸株式会社

代表取締役　川口　至隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月十五日

名古屋市西区上小田井二丁目三三八番地

株式会社チップ・トップジャパン

代表取締役　河野　貴明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月十五日

沖縄県浦添市勢理客三丁目三番一二号

那覇酒類販売株式会社

代表取締役　根路銘　修

限定承認公告

本籍埼玉県戸田市大字新曽二五二五番地五、最後の住所東京都北区上中里二丁目一二番一号グリーンハイツ二〇一号

被相続人　亡　平山　實

右被相続人は令和八年五月十九日死亡し、その相続人は令和八年九月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

千葉県浦安市北栄一丁目一番一―一一〇一号

相続財産清算人　森本　暢子

商品先物取引業の廃止の公告

当社は、商品先物取引法第百九十七条第三項の規定に基づき、令和八年十月三十一日をもって商品先物取引業を廃止することといたしました。

なお、当社が行った委託者の計算による商品市場における取引につきましては、すべて結了しております。

また、商品先物取引業に関し、委託者から預託を受けた財産につきましては、令和八年九月三十日までに返還（出金）手続きを行っていただくようお願いしております。

右記期日までに返還（出金）手続きがなされない預託金につきましては、令和八年十月一日以降、法令に基づき供託その他必要な手続きを行う予定です。

令和八年九月十五日

東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号

TakaTrade株式会社

代表取締役　松島　悟

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年五月二十五日付官報の号外第一一五号一四五頁に掲載されています。

令和八年九月十五日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

ＥＳＲ本星崎特定目的会社

取締役　藍原　博也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を七十九億三百万円減少して四十八億七千五百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000874/a6o6/

令和八年九月十五日

福岡市博多区祇園町八番一三号

特定目的会社ｗａｌｋ

取締役　粟国　正樹